

# 【資料 1-2】

新潟市障がい福祉課  
平成 27 年 10 月 21 日  
第 2 回施策審議会資料

## 議会審査での主な意見

原案（最終とりまとめ案）	議案書	修正案
<p>第 2 条（6） 合理的配慮 障がいのある人が現に社会的障壁の除去を必要としている場合、その実施に伴う負担が過重ではない限りにおいて、その障がいのある人の人権を尊重し、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な変更、調整等を行うことをいいます。</p> <p>（意向の尊重）</p> <p>第 6 条 何人も、合理的配慮を提供するに当たっては、障がいのある人の意向を十分に尊重しなければなりません。</p>	<p>第 2 条（4） 合理的配慮 次に掲げる場合において、障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重し、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。</p> <p>ア 障がいのある人が社会的障壁の除去を求めている場合</p> <p>イ 障がいのある人が意思の表明を行うことが困難であって、その保護者、保護者以外の家族その他の当該障がいのある人を支援する者が、その障がいのある人のために社会的障壁の除去を求めている場合</p> <p>ウ 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることが明白な場合</p>	<p>第 2 条（4） 合理的配慮 次に掲げる場合において、障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重し、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。</p> <p>ア 障がいのある人が社会的障壁の除去を求めている場合</p> <p>イ 障がいのある人が意思の表明を行うことが困難であって、その保護者、保護者以外の家族その他の当該障がいのある人を支援する者が、その障がいのある人のために社会的障壁の除去を求めている場合</p> <p>ウ 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、そのことを認識するとき。</p>

原案（最終とりまとめ案）	議案書	修正案
<p>（教育）</p> <p>第19条 市は、可能な限り障がいのある幼児、児童及び生徒（以下「幼児等」という。）が障がいのない幼児等と共に教育を受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図ります。</p> <p>2 市は、本市の教職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組を行うとともに、<b>教育に携わる教職員の専門性の向上を図るものとします。</b></p> <p>3 市が設置する学校は、障がいのある幼児等が十分な教育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の教育支援計画その他の方法により障がいのある幼児等にとって必要な配慮を把握し、提供するものとします。</p> <p>4 市は、市が設置する学校以外の学校が、個別の教育支援計画その他の方法により障がいのある幼児等にとって必要な配慮を把握し、提供するよう求めるものとします。</p>	<p>（教育）</p> <p>第17条 市は、可能な限り障がいのある人が障がいのない人と共に教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において行われる教育をいいます。以下この条において同じです。）を受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図ります。</p> <p>2 市は、本市の教職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組を行うとともに、<b>障がいのある人の教育に携わる教職員の専門性の向上を図るものとします。</b></p> <p>3 市が設置する学校は、障がいのある人が十分な教育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成その他の方法により障がいのある人にとって必要な配慮を把握し、支援を行うものとします。</p> <p>4 市は、市が設置する学校以外の学校が、個別の教育支援計画の作成その他の方法により障がいのある人にとって必要な配慮を把握し、支援を行うよう求めるものとします。</p>	<p>（教育）</p> <p>第17条 市は、可能な限り障がいのある人が障がいのない人と共に教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において行われる教育をいいます。以下この条において同じです。）を受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図ります。</p> <p>2 市は、本市の教職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組を行うとともに、<b>教育に携わる教職員の障がいに関する専門性の向上を図るものとします。</b></p> <p>3 市が設置する学校は、障がいのある人が十分な教育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成その他の方法により障がいのある人にとって必要な配慮を把握し、支援を行うものとします。</p> <p>4 市は、市が設置する学校以外の学校が、個別の教育支援計画の作成その他の方法により障がいのある人にとって必要な配慮を把握し、支援を行うよう求めるものとします。</p>